

経税部  
だより

## 2025(令和7)年 ここが大きく変わった年末調整

税理士 山本佐代子

## 【はじめに】

今回の改正では、税制面の「103万円の壁」は緩和されましたが、社会保険上の「130万円の壁」は残ったままであります。

税制上のメリットは、子どもがより多く働いても親の税負担が軽減され、家計全体の手取り額は増えます。社会保険についても令和7年10月1日以降、19歳以上23歳未満の扶養している子どもの年間収入要件が「150万円未満」に変更されていましたが、それ以外の被扶養者認定の要件に変更はありません。

それでは具体的に何が変わったのか?を見ていきたいと思います。

令和7年12月1日からの改正で大きな変更点は以下の4つです。

1. 合計所得金額に応じた基礎控除額の改正
2. 給与所得控除について、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられた
3. 特定親族特別控除の創設
4. 扶養控除等の所得要件の10万円の引上げ

## 1. 基礎控除額の改正

## 【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注3))	基礎控除額		
	改正後(注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円(注2)		
132万円超 (200万3,999円超) 475万1,999円以下)	88万円(注2)		48万円
336万円超 (475万1,999円超) 665万5,556円以下)	68万円(注2)		58万円
489万円超 (665万5,556円超) 850万円以下)	655万円以下 850万円以下)	63万円(注2)	
655万円超 (850万円超) 2,545万円以下)	2,350万円以下 2,545万円以下)	58万円	

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

## 2. 給与所得控除の引上げ

## 【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下		55万円
162万5,000円超 180万円以下	65万円	その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

上記、給与所得控除額の改正に伴い、令和8年分以降の「源泉徴収税額表」が改正されますので、令和8年1月から給与を支払う際には新しい「源泉徴収税額表」により計算してください(国税庁ホームページよりダウンロードしてください)。

冒頭の税制面(収入が給与のみの場合)の「103万円の壁」がこの二つの改正により「160万円の壁」となりました。

- ・基礎控除額95万円→(改正前は48万円)
- ・給与所得控除額の最低保証額65万円→(改正前は55万円)

これにより、合計95万円+65万円=160万円ということとなり、給与収入が160万円以下であれば所得税の負担はありません。

## 3. 特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族一人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の表の金額を控除する。

## 【特定親族とは】

その所得者(親等)と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き、里子を含みます)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

→収入が給与のみであるとした場合、令和7年の収入金額が123万円超から188万

円以下であれば合計所得金額が58万円超123万円以下に該当します。

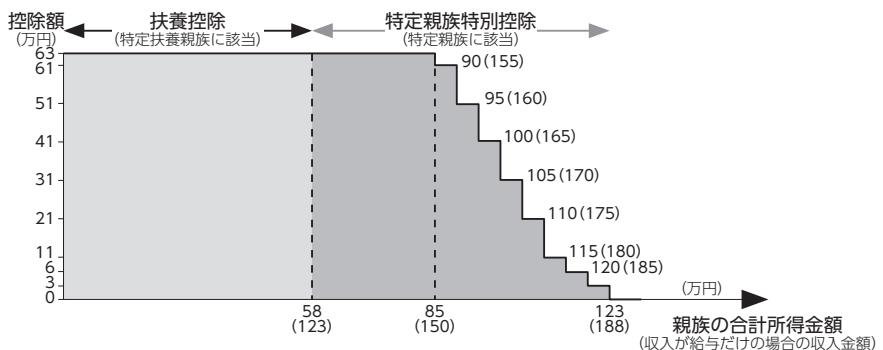
(注) 合計所得金額が58万円以下であれば特定扶養親族に該当しますので、扶養控除額は従来の63万円となります。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合には、給与の支払者に「特定親族特別控除申告書」を提出してください。

## 【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額(収入が給与だけの場合の収入金額)			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

## 【居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



控除対象扶養親族と、合計所得金額が100万円以下である特定親族は「源泉控除対象親族」とされました。

給与の支払を受ける人は、令和8年1月以後に支払を受けるべき給与について提出する「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」に「源泉控除対象親族」を記載することとなり、給与の支払者は、記載された「源泉控除対象親族」等を基に扶養親族等の数を算定することとなりました。

## 4. 扶養控除等の所得要件の10万円の引上げ

基礎控除額の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

## 【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

## 【おわりに】

「160万円の壁」は子ども(扶養親族)本人が所得税を払う義務が生じるかどうかのボーダーラインです(65万円+95万円=160万円)。

「150万円の壁」は親が特定親族特別控除(63万円)を受けられる収入額であり、この控除額が、子どもの収入によって段階的に減少する仕組みが今回の改正で設けられました。例えば子どもの収入が160万円であれば、親の特定親族特別控除額は51万円、170万円であれば31万円となります。この仕組みは、従来の「103万円の壁」が1円でも超えると控除がゼロになってしまう「崖」のような制度だったのに対し、子どもの収入が増えても親の税負担が急激に増えないよう「なだらかな坂」にしました。

つまり「160万円の壁」は子ども本人の所得税に関する基準であり「150万円の壁」は親の特定扶養親族の控除に関する基準であるため、両者の金額は異なります。